

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第20号	件 名	二中南側桜の町線整備工事
No	質疑事項			回 答
	見積徴収業者名を開示して頂いてますが、企業名のみでは、 問合せできません。 電話番号・住所・担当者等を開示下さい。 速やかに見積徴収できるように開示下さい。			別紙参照
	スクールゾーンの通行時間規制が係っています。交通対策等 特に14時から16時の施工条件を提示下さい。			関係車両に関して通行禁止道路通行許可証を取得することにより施工可能です。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp